

小山市水防計画

令和 4 (2022) 年 3 月

目 次

第 1 章 総則	1-
第 2 章 水防本部	2-
第 3 章 監視、警戒及び重要水防箇所	5-
第 4 章 水門、樋門等の操作	6-
第 5 章 器具・資材及び設備の整備並びに輸送	7-
第 6 章 通信連絡	8-
第 7 章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報	9-
第 8 章 洪水予報	11-
第 9 章 観測通報	17-
第 10 章 水防警報	20-
第 11 章 水防活動	24-
第 12 章 決壊時の処置	29-
第 13 章 協力応援	30-
第 14 章 水防報告	31-
別表 1 重要水防箇所評定基準及び一覧表	35-
別表 2 水門及び取水堰一覧表	43-
別表 3 水防倉庫及び資機材備蓄一覧表	47-
別表 4 市有携帯電話及びM C A無線機の配備状況	51-
別表 5 水防警報伝達様式	53-

* 関係法令

- 水防法 「昭和24年6月4日法律第193号」は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。
- 災害対策基本法 「昭和36年11月15日法律第223号」は、災害対策に関する法律である。国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画を作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
- 気象業務法 「昭和27年6月2日法律第165号」とは、気象業務に関する基本的制度を定めた法律である。

第1章 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日 法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、迅速で円滑な水防活動の実施にあたり必要な事項を定めることにより、市内に係る各河川の洪水及び内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 責任

1 市の責任

市は、法第4条の規定に基づく指定水防管理団体（昭和44年8月8日 栃木県告示第527号）として、市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 市民の義務

水防管理者（本市の場合は市長、以下「市長」という。）又は消防機関の長（消防長・消防団長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住するもの、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

第3 計画の策定

1 市は、法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 前項の規定により、この計画を定め、又変更しようとするときは、あらかじめ災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条に基づく小山市防災会議に諮るとともに、遅滞なく栃木県知事に届出をし、公表するものとする。

【水防法】

（定義）

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

（指定水防管理団体）

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（居住者等の水防義務）

第24条 水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（水防計画）

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

第2章 水防本部

第1 水防本部の設置基準等

- 1 市長は、河川の洪水及び内水による被害により水防活動の必要があると認めるとき、又は国土交通大臣及び知事の行う水防警報等水防に関する通知があったとき、水防本部を設置する。

ただし、小山市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

- 2 水防本部は市役所本庁舎6階災害対策室に設置する。
- 3 水防本部の事務局は、消防本部危機管理課が担当する。

第2 水防本部の組織及び配備体制並びに事務分掌

1 組織及び配備体制

水防本部の配備基準

区分	活動体制	配備基準（いずれかの基準に該当したとき）	水防本部
注意体制	関係課対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報が発表されたとき、かつ、軽微な被害の発生するおそれがあるとき 2 河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 	—
第1次警戒体制	災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 台風接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれるとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 3 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4 その他市長が必要と認めたとき 	第1配備
第2次警戒体制		<ol style="list-style-type: none"> 1 水位の上昇で、避難判断水位に達することが見込まれるとき 2 局地的災害が発生し又は発生するおそれがあるとき 3 その他市長が必要と認めたとき 	第2配備
非常体制	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象特別警報が発表されたとき 2 河川の水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 3 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、又は内水被害が発生したとき 4 その他市長が必要と認めたとき 	第2配備 (災対本部の一部として編入)

第1次警戒体制【水防第1配備】

副本部長	副市長			
統括	危機管理監			
現地対策本部長	消防長			
本部員	総務部長	産業観光部長	建設水道部長	都市整備部長

第2次警戒体制【水防第2配備】・非常体制【水防第2配備（災对本部の一部として編入）】

本部長	市長			
副本部長	副市長	教育長		
統括	危機管理監			
現地対策本部長	消防長			
本部員	総合政策部長	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長
	産業観光部長	建設水道部長	都市整備部長	教育部長
	議会事務局長	監査委員事務局長	農業委員会事務局長	
	会計管理者	社会福祉協議会事務局長	広域保健衛生組合事務局長	

2 事務分掌

区分	主幹	役割
統括	危機管理監	1 本部事務局の統括 2 常に全般の状況を把握し対策と立案
総務担当	消防本部 総務部	1 水防本部の庶務及び総合調整 2 雨量、水位、流量、被害情報等の情報集約 3 洪水予報及び水防警報の受信 4 県その他行政機関との連絡調整及びリエゾン要請 5 各班との連絡調整 6 その他各担当に定めていない事項
情報収集担当	消防本部 総務部 総合政策部	電話・FAX・インターネット等により下記の災害情報の収集に努めること。 【災害情報として収集する内容】 ・雨量、河川水位、ダム・湖沼の水位等の情報等 ・災害発生情報 ・道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害情報 ・住民の安否情報 ・要配慮者利用施設の被害情報 ・ライフラインの被害情報 ・その他災害に関係する必要と思われる情報
監視担当	産業観光部 建設水道部 都市整備部	1 内水の監視・報告 2 河川の監視・報告
農業施設担当	産業観光部	1 排水機場の管理（河川担当を除く。） 2 仮設排水ポンプ、農業用水水門、樋門及び堰の監視及び各管理者との連絡調整
河川担当	建設水道部	1 排水機場の県との連絡調整（杣井木川） 2 豊穂川樋門の監視及び各管理者との連絡調整 3 河川水位情報の収集 4 河川管理者との連絡調整 5 水のうの管理・設置
土木担当	建設水道部	1 水防活動（水防工法）の協力、援助 2 道路交通の危険予防対策 3 橋梁、水路等の危険箇所の巡視及び監視
消防担当	消防本部	1 各部及び部内各班との連絡調整 2 水防資器材の入手、保管 3 排水ポンプ車の運用
	消防本部 消防団	1 水防活動（水防工法） 2 河川水位の観測 3 堤防の巡視及び警戒 4 被災者の救助

※ 各部長は、動員すべき所属及び人員を決定し、出勤人員を水防本部に報告する。

第3章 監視、警戒及び重要水防箇所

第1 監視・警戒

1 河川の巡視による警戒

市長は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、又は必要があると認めるときは、消防団長に消防団員を派遣することを命ずるものとする。消防団長は、次の要領により消防団員を派遣して、堤防の巡視による警戒にあたらせるものとする。

- (1) 巡視する際は、安否確認を可能とするための通信機器などを携行し、安全を確保する。
- (2) 巡視は、堤防延長1,000m～2,000mごとに巡視員を1名以上配置する。
- (3) 巡視にあたっては、次の状況に注意する。
 - ① 堤防の溢水状況
 - ② 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
 - ③ 天端の亀裂又は沈下
 - ④ 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
 - ⑤ 樋門の両袖、又は底部からの漏水及び扉の締め具合
 - ⑥ 橋梁その他の構築物と堤防との取付部分の異常
- (4) さらに河川が増水して「氾濫注意水位」を越えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒連絡員3名で警戒にあたるものとする。巡視は原則として徒歩で行う。特に重要水防箇所を巡視し、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに危機管理課へ通報するものとする。

2 内水の監視による警戒

過去に内水被害のあった箇所に被害発生のおそれがあると認めるときは、担当職員を警戒監視させ、水防本部に報告させるものとする。

第2 出動・水防作業開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、消防機関が出動したとき、又は、水防作業を開始したとき、もしくは堤防等の異常を発見したときは、法第25条の規定に準じ、ただちにその旨を栃木土木事務所及び隣接市町の水防管理者に通報するものとする。

第3 重要水防箇所

水防上、特に警戒又は防御を要する重要水防箇所は、別表1のとおりである。

【水防法】

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

【災害対策基本法】

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

第4章 水門、樋門等の操作

第1 監視員及び操作員の配備

市内の河川に存する水門、樋門等の管理者は、あらかじめ定める監視員及び操作員を迅速に配備する。

第2 水門、樋門等の操作

- 1 市長は、水門、樋門等の管理者とその操作基準及び連絡体制について、あらかじめ協議しておくものとする。
- 2 監視員及び操作員は、気象情報等の連絡を受けたときはもとより、平素から工作物の点検をして、出水時の操作に支障のないようにしておくものとする。また、活動時は、安否確認を可能とするための通信機器などを携行し、安全を確保する。
- 3 管理者は、出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置を監視員及び操作員に指示するとともに、その旨を速やかに市長に報告する。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容に応じ、栃木土木事務所に通知する。
- 5 市内に係る河川に存する主な水門、樋門等及び管理者は、別表2のとおりである。

第5章 器具・資材及び設備の整備並びに輸送

第1 器具・資材及び設備の整備

市長は、河川の状況、堤防護岸の状況及び内水の状況並びに過去における水災の状況等を勘案して、本市の実情に応じた水防器具及び資材を備蓄するものとする。

第2 水防倉庫及び水防器具、資材の現況

本市の水防倉庫及び水防器材の現況は、別表3のとおりである。

第3 輸送の確保

市長は、水防資材、器具等の輸送のため、車両を配備し、必要に応じ緊急輸送に当るものとする。

第4 水防資器材の借用及び収用

- 1 資器材に不足が生じ、調達に時間を要するときは、栃木土木事務所に対し資器材の供与を申請するものとする。
- 2 水防活動により、資器材に不足が生じ、緊急を要するときは、現地において資器材を調達するものとする。

第 6 章 通信連絡

水防関係者及び関係機関との連絡手段は、次のとおりとする。

第 1 防災行政無線等の利用

水防本部と現場等との通信連絡は、主として市有携帯電話、MCA無線機又は消防無線を利用する。なお、市有携帯電話及びMCA無線機の配備状況は、別表 4 のとおりである。

第 2 ホットライン等の利用

国管理の河川情報等について、利根川上流河川事務所及び下館河川事務所と衛星携帯電話等を用いたホットラインによりの連絡及び調整をする。

県管理河川情報は、県（知事）とホットラインにより、連絡及び調整する。

第 3 県防災行政ネットワークの利用

県への連絡及び報告は、栃木県防災行政ネットワークのほか、防災行政無線及び衛星携帯電話を利用する。

第 4 市民への周知

各水位観測所における水位情報等を住民に周知する手段として、同報系防災行政無線や消防団・自治会・自主防災組織等の人的ネットワーク、小山市ホームページ、防災ポータルサイト、小山市安全安心情報メール、エリアメール／緊急速報メール、テレビ小山のL字放送、アラート、コミュニティFM（おーラジ）、小山市公式 SNS アカウントを利用し、また必要に応じて、小山記者クラブなどマスメディアに対しプレスリリースを実施する。

連絡系統

内 容	伝 達 系 統
ホットライン <small>（利根川上流河川事務所）</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利根川上流河川事務所長</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市長</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利根川上流河川事務所 防災対策課</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市 危機管理課</div> </div> <p>→ は衛星携帯電話等による。</p>
ホットライン等 <small>（下館河川事務所）</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">下館河川事務所長</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市長</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">下館河川事務所長 副所長・課長</div> <div style="text-align: center;">情報交換</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市 危機管理課</div> </div> <p>→ は衛星携帯電話等による。</p>
ホットライン <small>（栃木県）</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">栃木県知事</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市長</div> </div> <p>→ は衛星携帯電話等による。</p> <p>情報提供（栃木県）：県幹部職員 → 市担当部課長</p>
県防災行政ネットワーク	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">栃木県消防防災課 (028-623-2129)</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">小山市</div> </div> <p>→ は防災システム、FAX及び衛星携帯電話等により配信。</p>

第7章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

気象業務法第14条の2第1項により、宇都宮地方気象台が発表する基準は次のとおりである。

1 注意報・警報・特別警報・情報一覧

種類		発表基準（令和3年6月8日現在 発表官署：宇都宮地方気象台）
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	浸水害 表面雨量指数基準 14
		土砂災害 土壌雨量指数基準 146
	洪水	流量雨量指数基準 田川流域＝12.6、巴波川流域＝17.1 与良川流域＝7.7、柚井木川流域＝5 複合基準※1 思川流域＝（8，63.5）永野川流域＝（8，23.4）
	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ：15cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準 10 土壌雨量指数基準 91
	洪水	流量雨量指数基準 田川流域＝10、巴波川流域＝13.6 与良川流域＝6.1、柚井木川流域＝4 複合基準 思川流域＝（7，40.2）永野川流域＝（7，20.8）
	強風	平均風速 12m/s
	風雪	平均風速 12m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ：5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧	視程 100m
	乾燥	最小湿度が30% 実効湿度が60%
	なだれ	① 24時間降雪の深さが30cm以上 ② 40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上

	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温－9℃以下※2
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：110mm

※1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山（アメダス）の値

（注）

- 1 栃木県における注意報・警報の発表は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表される。本市は「南部」の「南西部」に属する。ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 2 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 3 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

第 8 章 洪水予報

第 1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

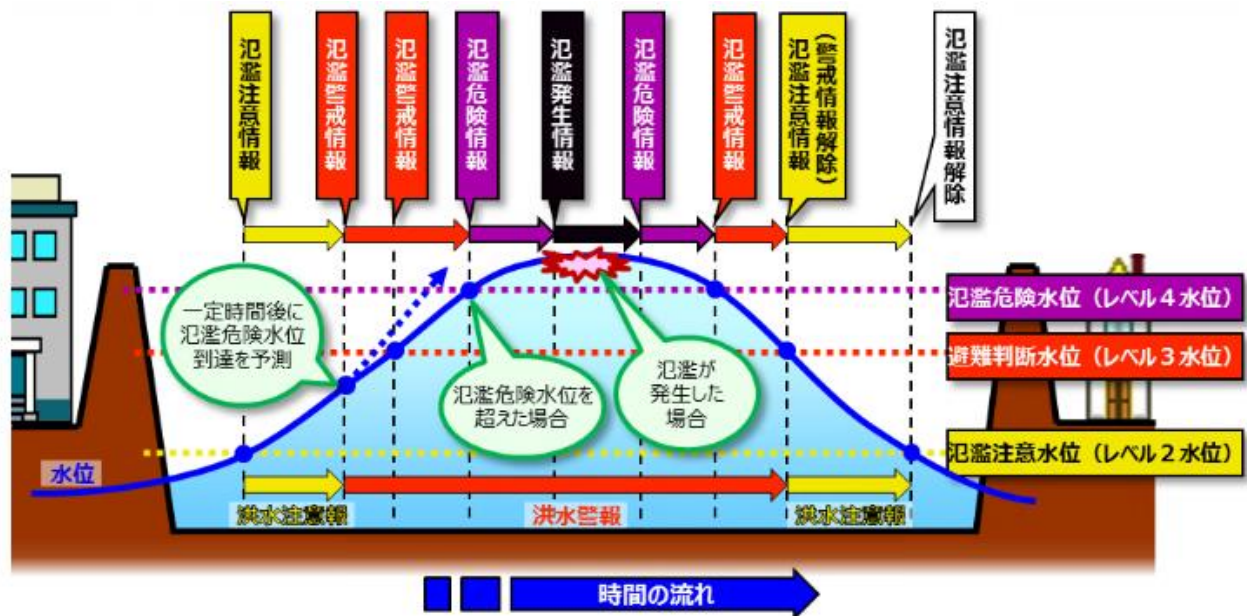
1 洪水予報の種類及び発表基準

法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位又は流量を示して発表される。

警戒レベル 相当情報	洪水予報の表題 〔洪水予報の種類〕	発表の基準	市民への対応
レベル 5	〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逃げ遅れた住民の救助等。 ・ 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。 ・ 市は緊急安全確保の発令を判断。
レベル 4	〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	市は避難指示等の発令を判断。
レベル 3	〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	市は高齢者等避難の発令を判断。
レベル 2	〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は洪水に関する情報に注意。 ・ 消防団出動。
レベル 1	（発表なし）	水防団待機水位。	消防団待機。

※解除

氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき。



(引用：気象庁HP)

【水防法】

(国の機関が行う洪水予報等)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位または流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量またははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

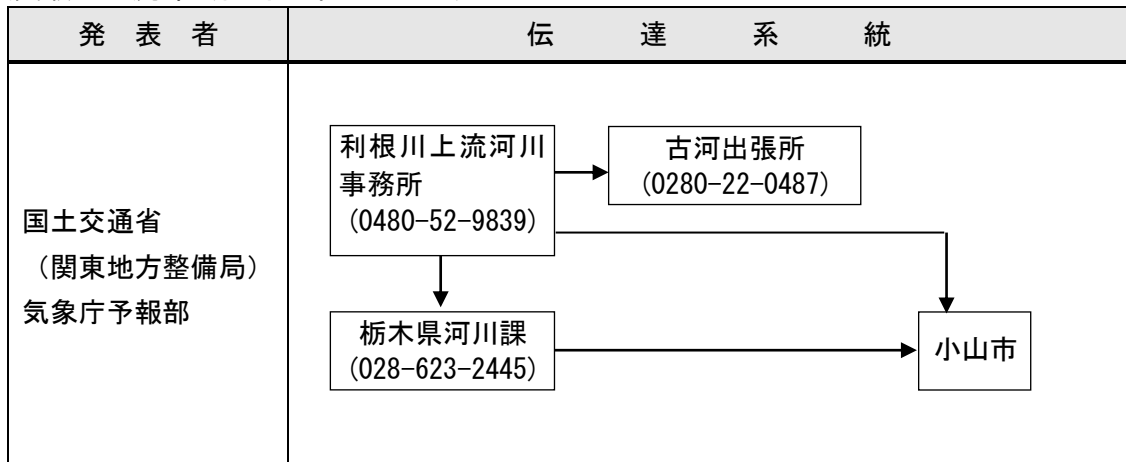
2 洪水予報発表の指定河川の基準地点

予報区間	河川名	区 域		基準地点	注意 水位 氾 濫	避難 判断 水位	危険 水位 氾 濫
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	左岸	足利市若草町12番の1地先から利根川合流点まで	古河	4.7m	8.9m	9.7m
		右岸	足利市福富町1819番の3地先から利根川合流点まで				
	巴波川	左岸	小山市大字中里字堤田1125番地1地先から渡良瀬川合流点まで	中里	2.7m	5.1m	5.5m
		右岸	栃木市大平町伯仲字姥神257番地先から渡良瀬川合流点まで				
	思川	左岸	小山市大字乙女字寒沢1119番地1地先から渡良瀬川合流点まで	乙女	5.5m	5.7m	8.7m
		右岸	下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川合流点まで				
鬼怒川	鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	石井(右)	1.5m	2.6m	3.3m
		右岸	宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から利根川合流点まで				
	田川放水路	左岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで	石井(右)	1.5m	2.6m	3.3m
		右岸	田川からの分派点から鬼怒川への合流点まで				

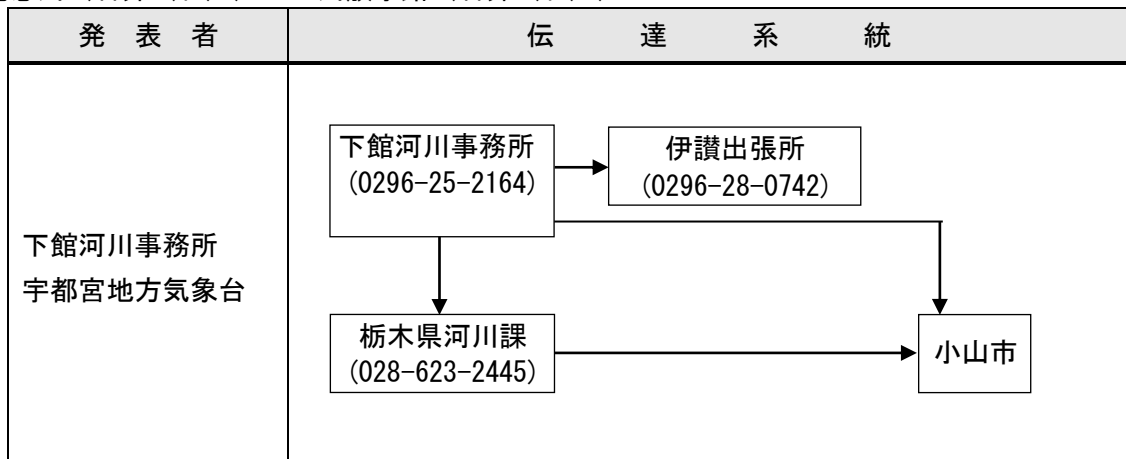
3 伝達系統

洪水予報の伝達系統は次のとおりである。

(1) 渡良瀬川下流部（古河・中里・乙女）



(2) 鬼怒川（石井（右））・田川放水路（石井（右））



第2 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1 洪水予報の種類及び発表基準

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報の発表基準・種類は、本計画『第8章 洪水予報第1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報 1 洪水予報の種類並びに発表基準』に同じである。

2 洪水予報発表の指定河川の基準地点

河川名		区 域	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋（宇都宮） 明治橋（上三川）	1.4m	2.0m	3.0m	3.7m
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで		1.6m	2.2m	2.9m	3.5m
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで	保橋（栃木） 観晃橋（小山）	1.5m	1.8m	3.3m	4.1m
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から下都賀郡野木町大字友沼まで		2.8m	3.4m	5.8m	6.5m
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋（小山）	1.5m	2.0m	3.4m	3.9m
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで					
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上（栃木）	2.1m	2.8m	3.4m	4.5m
	右岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで					

3 伝達系統

発 表 者	伝 達 系 統
栃木県知事 宇都宮地方気象台	<div style="text-align: center;"> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 20px;"> 栃木県河川課 (028-623-2445) </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 小山市 </div> </div> <p style="text-align: center;">→ は防災システム及びFAXにより配信。(受信確認不要)</p>

【水防法】

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 第11条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

【気象業務法】

- 第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 2 気象庁は、水防法第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位または流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

第9章 観測通報

第1 地域気象観測所

国において設置、管理する地域気象観測所（観測種目＝気温・風向・風速・日照・降水量）は、次のとおりである。

観測所名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ
小山	小山市出井	36° 20.3′	139° 49.8′	44m

第2 雨量観測所

県において設置、管理する雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名	所在地	緯度	経度
小山	小山市犬塚3-1-1	36° 18′ 49″	139° 49′ 34″
栃木土木	栃木市神田町6-6	36° 22′ 52″	139° 44′ 36″

市において設置、管理する雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名	所在地	緯度	経度
小山市消防本部	小山市神鳥谷1700-2	36° 17′ 28″	139° 47′ 41″

第3 河川等の水位観測及び監視通報

- 1 国及び県において設置及び管理する河川の水位標は、次のとおりである。
観測担当者（総務担当）は、常に水位情報を収集し、水防本部に通報する。

水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水位（m）			
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
姿川	姿川橋	小山市大字南半田2194地先	1.5	2.0	3.4	3.9
思川	観晃橋	小山市中央町1-2-16地先	2.8	3.4	5.8	6.5
思川	乙女	小山市大字乙女	3.0	5.5	5.7	8.7
巴波川	中里	小山市大字中里	2.0	2.7	5.1	5.5
鬼怒川	石井 (右)	宇都宮市石井町	1.0	1.5	2.6	3.3
鬼怒川	川島	茨城県筑西市下川島	0.0	1.1	1.9	2.9
田川	明治橋	上三川町梁450地先	1.6	2.2	2.9	3.5

2 内水被害を及ぼす河川等は、次のとおりである。

(1) 河川

注意体制、第1次警戒体制（第1配備）時には、警戒巡視により水位の確認を行う。監視担当者は第2次警戒体制（第2配備）時に監視場所において目視による監視を行い、原則として30分毎に水防本部に通報する。

河川名	監視場所	担当
杣井木川	杣井木川排水機場 杣井木泉橋、押切新田橋	建設水道部
与良川	与良川排水機場	産業観光部
大川支川	雨ヶ谷第一調整池周囲一帯	建設水道部 都市整備部
田川	秋谷瀬橋（結城市）下流左岸	建設水道部
巴波川	下泉地内新泉橋西側堤防上 中里地内雷電橋上西側	消防団
永野川	押切地内新落合橋上流	消防団
鬼怒川	中河原	消防団
豊穂川	豊穂川樋門・大行寺橋・大日橋	建設水道部

(2) 農業用水路等

第1配備時には、警戒巡視、カメラ映像（小山栃木排水路）などにより確認を行う。監視担当者は第2配備時に監視場所において目視による監視を行い、随時水防本部に通報する。

① 産業観光部監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備考
1	宮戸川	小山南高西側周囲	越水となるおそれを確認	美しが丘高齢者等避難、通行止め
2	荒川	荒川排水機場周囲	越水となるおそれを確認	間中高齢者等避難
3	小山栃木排水路	島田排水樋門周囲	越水となるおそれを確認（樋門閉鎖の場合、即時報告）	島田・立木・大行寺高齢者等避難

② 建設水道部・都市整備部監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備考
1	半田橋右岸	扶桑ドライブイン周囲	越水となるおそれを確認（思川、姿川）	飯塚・羽川西小高齢者等避難
2	城北公園調整池	城北公園調整池及びその周囲	越水となるおそれを確認	城北4・5・6丁目高齢者等避難
3	小山アンダー2～5	喜沢・神鳥谷地内の小山アンダー	通行障害ありと判断	通行止め
4	大川幹線（大字小山地内小山用水路）	自由ヶ丘公園東側	〃	〃
5	小山工業団地南端	関東職業能力開発大学校南側周囲	〃	〃
6	大川幹線	主要地方道小山環状線ケーズデンキ小山店周囲	〃	〃
7	市道4262号線	サンスポーツ東側周囲	〃	〃
8	立木排水路（大行寺排水樋門）	とちぎコープ生活協同組合小山センター周囲	越水となるおそれを確認（思川水位が用水路水位を超えた場合、即時報告）	立木・大行寺高齢者等避難

③ 消防団監視ポイント一覧

番号	監視場所		危険判断事項	備考
1	JR両毛線第2思川橋梁下の排水路	島田地内JR両毛線第2思川橋梁南側市道上	冠水のおそれを確認	災害警戒本部（水防本部）への報告 通行止め
2	立木地内県道栃木小山線	立木地内割烹みや古南側交差点周囲	〃	〃
3	大行寺地内県道小山結城線	白鷗大学入口信号機から南方約100メートル付近周囲	〃	〃
4	大行寺地内県道小山結城線	(株)コアネット東側周囲	〃	〃
5	白鳥地内の用水路の水位	白鳥地内県道南小林松原線白鳥入口	〃	〃
6	思川／石ノ上橋下流右岸	水のう設置箇所及びその付近	越水となるおそれを確認	〃
7	思川／新聞中橋右岸	水のう設置箇所及びその付近	〃	〃
8	思川／新聞中橋左岸	水のう設置箇所及びその付近	〃	〃

第 10 章 水防警報

第 1 水防警報の種類及び発表基準

法第 16 条の規定による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類及び発表基準は、概ね次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	<p>1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等にも努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越え、さらに水位が上昇するとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

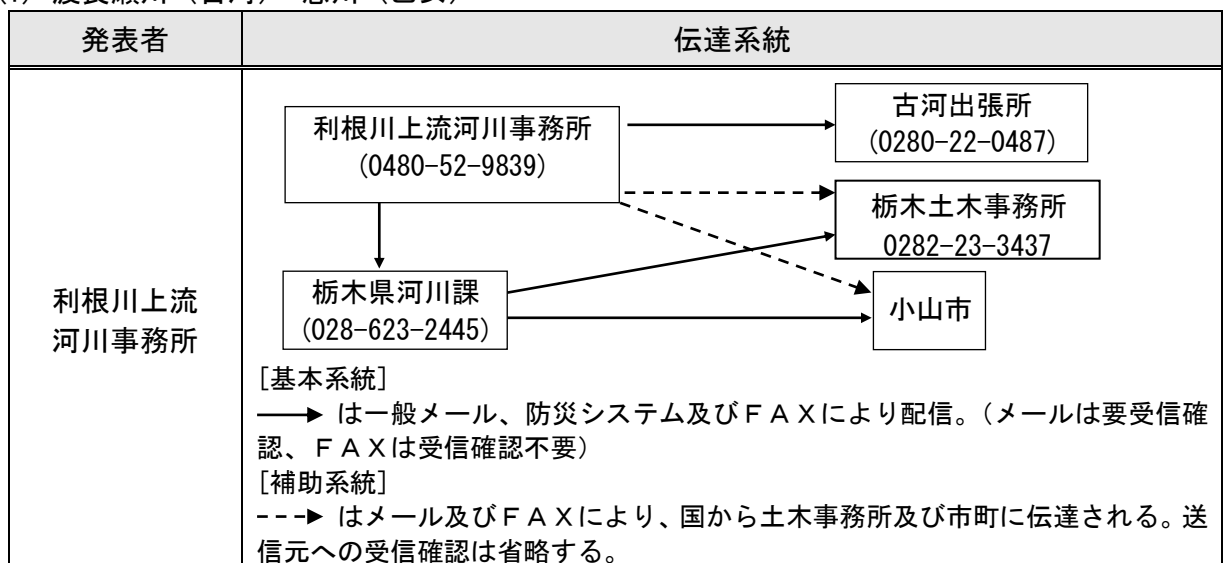
第2 国土交通大臣の行う水防警報に係る指定河川

1 指定河川及びその区域、基準水位観測所

河川名		区域	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
渡良瀬川	左岸	栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄橋上流端から利根川合流点まで	古河	2.7m	4.7m	8.9m	9.7m
	右岸	栃木市藤岡町藤岡字鷲原5721番地11地先東武鉄橋上流端から利根川合流点まで					
巴波川	左岸	小山市大字中里字堤田1125番1地先から渡良瀬川合流点まで	中里	2.0m	2.7m	5.1m	5.5m
	右岸	栃木市大平町伯仲姥神257番地先から渡良瀬川合流点まで					
思川	左岸	小山市大字乙女字寒沢1119番1地先から渡良瀬川合流点まで	乙女	3.0m	5.5m	5.7m	8.7m
	右岸	下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川合流点まで					
鬼怒川	左岸	宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで	石井(右)	1.0m	1.5m	2.6m	3.3m
	右岸	宇都宮市柳田町から小山市大字中河原まで					

2 伝達系統 水防警報に係る伝達系統は次のとおりである。なお、伝達記録用紙は、別表5のとおりである。

(1) 渡良瀬川(古河)・思川(乙女)



(2) 巴波川（中里）

発表者	伝達系統
利根川上流河川事務所	<pre> graph TD A["利根川上流河川事務所 (0480-52-9839)"] --> B["渡良瀬遊水池出張所 (0280-62-2420)"] A -.-> C["栃木土木事務所 0282-23-3437"] A --> D["栃木県河川課 (028-623-2445)"] D --> C D --> E["小山市"] </pre> <p>[基本系統] —▶ は一般メール、防災システム及びFAXにより配信。(メールは要受信確認、FAXは受信確認不要) [補助系統] ---▶ はメール及びFAXにより、国から土木事務所及び市町に伝達される。送信元への受信確認は省略する。</p>

(3) 鬼怒川・田川放水路（石井（右））

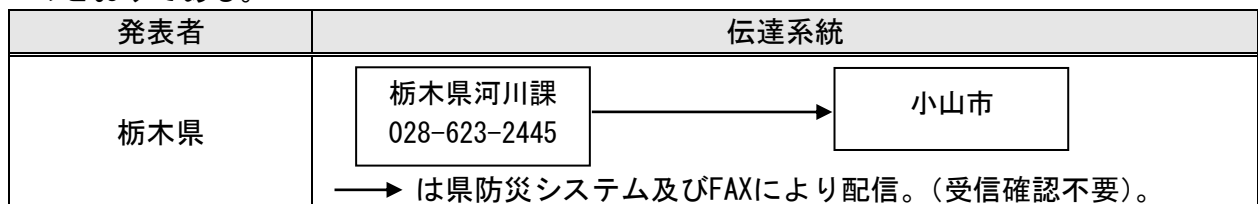
発表者	伝達系統
下館河川事務所	<pre> graph TD A["下館河川事務所 (0296-25-2164)"] -.-> B["伊讚出張所 (0296-28-0742)"] A -.-> C["栃木土木事務所 0282-23-3437"] A --> D["栃木県河川課 (028-623-2445)"] D --> C D --> E["小山市"] </pre> <p>[基本系統] —▶ は防災システム及びFAXにより配信。(受信確認不要) - - ▶ は一般メール及びFAXにより配信。(河川課へ受信確認の電話必要) [補助系統] ---▶ は基本系統の他、補助系統として国の出張所から土木事務所に伝達されるので、土木事務所は送信元に受信確認を行う。 また、補助系統が基本系統より先に伝達された場合は、土木事務所は管内関係市町にFAXにて伝達する。 市町は、土木事務所から伝達を受けた場合は、送信元に受信確認の電話を行う。</p>

第3 知事の行う水防警報に係る指定河川

1 指定河川及びその区域、基準水位観測所

河川名	区域	基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	流域内雨量観測所	所管事務所名	
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋(宇都宮)	1.4	2.0	3.0	3.7	(気)今市 (気)宇都宮 大網、県庁 宇都宮土木	宇都宮 土木 栃木土木
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで	明治橋(上三川)	1.6	2.2	2.9	3.5		
思川	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで	保橋(栃木)	1.5	1.8	3.3	4.1	(気)鹿沼、 (気)宇都宮、 粟野、真名 子、遠木、上 粕尾、古峰 原、東小来 川、大久保、 板荷、田下、 下久我、鹿沼 土木、小山	栃木土木 鹿沼土木
	右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から下都賀郡野木町大字友沼まで	観晃橋(小山)	2.8	3.4	5.8	6.5		
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋(壬生)	1.5	2.0	2.8	3.3	(気)宇都宮 田下	宇都宮 土木 栃木土木
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋(小山)	1.5	2.0	3.4	3.9		
巴波川	左岸	栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで	倭橋(栃木)	0.7	1.0	1.3	1.8	(気)栃木 栃 木土木	栃木土木
	右岸	栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町伯仲まで							
永野川	左岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上(大平)	2.1	2.8	3.4	4.5	(気)栃木 (気)葛生 永野、寺尾 皆川 栃木土木	栃木土木
	右岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで							

2 伝達系統 水防警報に係る伝達系統は次のとおりである。なお、伝達記録用紙は、別表5のとおりである。



【水防法】

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波または高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第 1 1 章 水防活動

第 1 配備

1 市職員の配備体制

第 2 章 水防本部 第 2 水防本部の組織及び配備体制並びに事務分掌 1 組織及び配備体制による。

2 消防機関の出動基準

(1) 待機

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき、又は市長が必要と認めたときに発令する。

(2) 準備

消防団員は、河川の水位が水防団待機水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、次の要領により出動の準備をする。

- ① 消防団の役員（班長以上）及び機関員は、所属分団の器具置場等の所定の場所に集合する。
- ② 消防分団長は、水防資器材の整備点検及び作業員の配置計画等を行う。
- ③ 消防団員は、指定の堤防巡視箇所第 3 章 監視、警戒及び重要水防箇所 第 1 監視・警戒に規定のとおり堤防等巡視のため配置計画をたて、一定の団員を出動させる。

(3) 出動

消防機関の長は、氾濫注意水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は市長が出動の必要を認めたときは、直ちにライフジャケットなど身体保護具の着用及び通信機器などを携行するなどの安全対策を講じさせ、河川堤防に消防団員を配置させる。出動の要領は、次のとおりとする。

- ① 第 1 出動 消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒にあたりるとともに、危険箇所の早期水防活動を行う。
- ② 第 2 出動 消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。
- ③ 第 3 出動 消防機関の全部が出動し、水防活動に入る。

消防団長は、異常の報告を受けたときは、必要な人員を配置し水防活動にあたらせるとともに、避難指示が出たときは、高齢者等の避難行動要支援者に対して避難誘導を行わせるものとする。

(4) 解除

市長は、河川の水位が下降し、危険のおそれなくなったときは、消防機関に対し水防活動の終了を通知する。

3 警戒区域の指定

消防機関に属する者は、法第 2 1 条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 避難のための立退き

- (1) 市長は、避難指示の発令したとき、避難指示に従わない者がおり、被害拡大のおそれがあるときは、法第29条の規定による立退きを命じることができる。
- (2) 市長が立退きを指示したときは小山警察署長にその旨を通知するものとする。

【水防法】

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命じることができる。

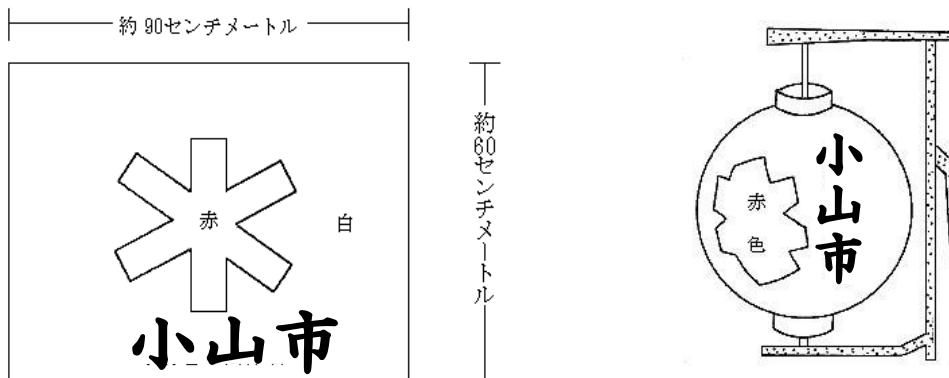
2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(立退きの指示)

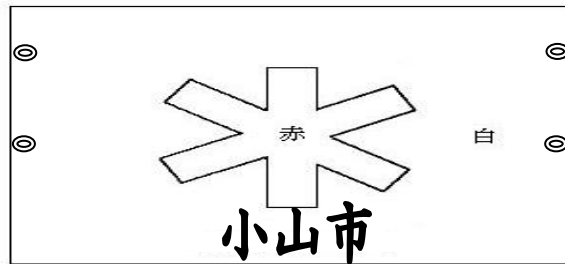
第29条 洪水、雨水出水、津波または高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員または水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第2 水防標識

- 1 法第18条の規定により、水防のため出動する車両に付する標識は、昼夜の区分により、次の標識又は標燈を用いるものとする。



- 2 消防職員等水防活動に従事する職員は、次による腕章を着用する。
ただし、災害対策本部に移行したときは、当該災害対策本部の腕章をもってこれにあてる。



【水防法】

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

第3 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区分		警鐘信号	サイレン
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	●休止 ●休止	5秒（15秒）5秒 ◆————◆ 吹鳴（休止）吹鳴
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	●●●休止●●●	5秒（6秒）5秒 ◆————◆
第3信号	市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	●●●●休止●●●●	10秒（5秒）10秒 ◆————◆
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分（5秒）1分 ◆————◆
備 考		1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号とサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

【水防法】

（水防信号）

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号またはこれに類似する信号を使用してはならない。

第4 公用負担

- 1 法第28条の規定により、公用負担の権限を行使する市長又は消防長にあつては身分を示す証明書を、またこれらの者の委任を受けた者にあつては、次に掲げる命令権限証を携帯し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

水防の現場における権限の行使

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

第 号
公 用 負 担 命 令 権 限 証
小山市消防団 氏 名
上記のものに〇〇区域における水防法第28条の権限を委任したことを証明する。
年 月 日
水防管理者 小山市長 印

- 2 法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、次に掲げる公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者又は管理者もしくはこれに準ずべき者に交付しなければならない。

第 号										
公 用 負 担 命 令 票										
住 所										
負担者氏名										
<table border="1"><thead><tr><th>物件</th><th>数量</th><th>負担内容(使用、収用、処分)</th><th>期間</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	物件	数量	負担内容(使用、収用、処分)	期間	摘要					
物件	数量	負担内容(使用、収用、処分)	期間	摘要						
水防法第28条の規定により、上記物件を収用(使用または処分)する。										
年 月 日										
水防管理者 小山市長 印										
事務取扱者名 印										

上記権限行使により、損害を受けた者に対しては、時価によりその損害を補償するものとする。

【水防法】

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 1 2 章 決壊時の処置

第 1 通報処置

堤防、その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、市長、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の責任者は水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

第 2 決壊後の処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の責任者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

【水防法】

(決壊の通報)

第 25 条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

第 13 章 協力応援

第 1 警察の援助協力

市長は、法第 22 条の規定に基づき、水防のため必要があるときは、警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

第 2 消防分団の応援

市内の水防活動は、地元水防分団を中心として行い、必要があるときは、消防団長は他分団の応援について指令するものとする。

第 3 水防協力団体等の応援

市長は、水防のため必要があるときは、水防協力団体及び災害時応援協力事業所に対して応援を要請することができる。

第 4 隣接市町の応援

市長は、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、応援等の必要が生じた時には、隣接市町に応援を要請することができる。応援を要請した場合は、土木事務所を経由して知事にその旨を報告するものとする。

第 5 隣接消防機関の応援

隣接市町の消防機関の応援については、応援を求められたときはもちろん、その他の場合においても相互に応援をするほか、特に水防器具資材については、努めて供用の便を図るものとする。

第 6 応援の組織

前項の応援にあたっては、応援を求めた方の水防管理の下に努めて隊組織を持って協力するものとする。

第 7 応援の費用

応援に要した費用の負担については、相互の協議により定めるが、協議が整わない場合は土木事務所長に調停を要請するものとする。

【水防法】

(警察官の援助の要求)

第 22 条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第 23 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体または市町村とが協議して定める。

第 1 4 章 水防報告

第 1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、次の場合には、ただちに栃木土木事務所長に報告するものとする。また、4の場合で国の管理する区間のときは、国土交通省利根川上流河川事務所に報告するものとする。

- 1 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- 2 消防団が出動したとき（大雨警報・水防団待機水位・積算雨量70mm）
- 3 水防作業を開始したとき
- 4 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第 2 水防報告

市長は、洪水等により被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所長を経由して知事に報告するものとする。

1 概況報告

水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告すると共に、書面をもって報告するものとする。但し、死者、重症者、集団被害（おおむね50戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先して次の事項を報告するものとする。

- (1) 死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。
- (2) 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（栃木土木事務所経由）を行うものとする。

第3 水防報告書

市長は、水防が終結したときは、次の様式により知事(栃木土木事務所経由)に水防活動実施報告書を提出するものとする。

- (1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害 (2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害数量				被害数量					
被害種別				被害種別					
人の被害	罹災者数	死者	数	橋梁の被害	国県道	流失	箇所数 延長(m)		
		生死不明				落下	箇所数 延長(m)		
		重傷				撤去	箇所数 延長(m)		
家畜損害	見積書	その他	箇所数 延長(m)						
全壊	戸数	計	損害見積額(円)						
半壊	戸数	市町村道	流失			箇所数 延長(m)			
一部破損	戸数		落下		箇所数 延長(m)				
流失	戸数		撤去		箇所数 延長(m)				
浸水	床上		戸数 人員		その他	箇所数 延長(m)			
	床下	戸数 人員	計		損害見積額(円)				
住宅の被害	計	戸数		堤防の被害	国負担の堤防	流失	箇所数 延長(m)		
		人員				決壊	箇所数 延長(m)		
		損害見積額(円)				崩壊	箇所数 延長(m)		
		非住家被害	計			棟数		埋没	箇所数 延長(m)
						全壊	棟数	計	損害見積額(円)
半壊	棟数					市町村負担の堤防	流失	箇所数 延長(m)	
一部破損	棟数				決壊		箇所数 延長(m)		
流失	棟数	崩壊	箇所数 延長(m)						
浸水	床上 床下	人員	埋没		箇所数 延長(m)				
農地被害	田	浸水	(ha)		山林の被害	荒廃林地	面積	(ha)	
		冠水	(ha)	林道			延長	(m)	
		流失	(ha)				損害見積額	(円)	
		埋没	(ha)			林産物	損害見積額	(円)	
		その他	(ha)	計			損害見積額	(円)	
	計	損害見積額	(円)	道路の被害			公共施設の被害	国県道	冠水
	畑	計	浸水		(ha)	流失			箇所数 延長(m)
			冠水		(ha)	決壊			箇所数 延長(m)
			流失		(ha)	埋没			箇所数 延長(m)
			埋没		(ha)	計			損害見積額(円)
その他			(ha)		市町村道	冠水		箇所数 延長(m)	
計	損害見積額(円)	流失	箇所数 延長(m)						
耕地の被害	計	田	面積 損害見積額(円)			決壊		箇所数 延長(m)	
		畑	面積 損害見積額(円)			埋没		箇所数 延長(m)	
		計	損害見積額(円)			計		損害見積額(円)	
				損害見積額計 (円)					
				備考					
				(1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。					
				(2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額。					
				(3) 農作物の被害中(その他)の欄には田畑に取りおきたる作物または風害による損害減収見込数量を記入すること。					
				(4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。					
				(5) 林産物の損害見積額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。					
				(6) 全壊とは補修をしても使用に堪えない程度のもの、半壊とは補修(小修繕を除く)による再使用に堪える程度のもの。一部破損とは部分的な小修繕により使用に堪える程度のものをいう。					
				(7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建築中のものには建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。					
				(8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水梁、隧道井樋、架樋、溜池、橋梁等をいう。					

水防活動実施報告書

年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時									
出動人員	水防団員	その他			合計				
	人	人			人				
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m	畑 m	家戸戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他 人
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防管理団体の水防活動実施報告（ ○年○月分）

水防管理団体名		水防活動 延 人 員	水防 活動費 (A)	使用（消費）資材費			合 計 (A + B)	水防活動 を実施し た 月 日	備 考
指定別 非指定別	団体名			主 要 資 材	そ の 他 資 材 品	小 計 (B)			

- 注 1. 主要資材とは、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂である。
 2. 水防活動費とは、水防団員の出勤手当、食料費等である。
 3. 用紙は日本産業規格A4横書とすること。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名（市町村名） 自 年 月
 担当課名 担当者職氏名 電話 至 年 月

区分	水防活動		使用資材費		
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計
水防管理 団体分 月分迄					
月分					
月分					
月分					
小計					
累計					

「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入すること。

別表1 重要水防箇所評定基準及び一覧表

(1) 国の管理区間

No.	河川名	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	秆杭位置(K、m)			
1	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	中里	4.0 上150 4.0 下237	387.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 かご止め工 釜段工
2	巴波川	工作物	B	左	中里	4.0 下65	1箇所	昇明橋 桁下高不足かつ流加能力不足	
3	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	寒川	3.5 上253 2.5 上237	995.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 かご止め工 釜段工
4	巴波川	工作物	B	左	寒川	3.0 下15	1箇所	緑川橋 桁下高不足かつ流加能力不足	
5	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	寒川	2.5 上237 2.5 上113	124.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	築きまわし工 かご止め工 釜段工
6	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	寒川	2.5 上113 2.5 下195	308.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工 かご止め工 釜段工
7	巴波川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	寒川	2.5 下195 2.5 下217	21.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	築きまわし工 かご止め工 釜段工
8	巴波川	旧川跡	要注	左	寒川	2.5 下217 2.0 下165	52.0	旧川跡	
9	巴波川	旧川跡	要注	左	寒川	2.5 下171 2.5 下234	62.8	旧川跡	
10	巴波川	越水(溢水)	B	左	寒川	1.5 上268 1.5 下263	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿	積み土俵工
11	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	白鳥	9.5 上351 9.5 上307	43.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工

No.	河川名	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	理由	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	軒杭位置(K、m)			
12	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水堤 旧川跡	B B 要注	左	白鳥	9.5 上307 9.5 上278	29.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
13	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	白鳥	9.5 上278 9.5 上66	212.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工法
14	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水堤 旧川跡	B B 要注	左	白鳥	9.5 上66 9.5 下19	84.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
15	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.5 下19 9.0 上277	333.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
16	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水堤 旧川跡	B B 要注	左	下生井	9.0 上277 9.0 上233	44.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
17	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.0 上233 9.0 上44	188.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
18	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水堤 旧川跡	B B 要注	左	下生井	9.0 上44 9.0 下29	72.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
19	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	9.0 下29 8.5 上177	365.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
20	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水堤 旧川跡	B B 要注	左	下生井	8.5 上177 8.5 上11	165.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	積み土俵工 釜段工
21	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	下生井	8.5 上11 8.5	11.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土俵工 釜段工
22	思川	越水(溢水)	B	左	下生井	0.5 下250 0.0	250.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土俵工
23	思川	越水(溢水)	B	左	下生井	0.5 下250 0.0	250.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土俵工

No.	河川名	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	理由	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置(K, m)			
24	鬼怒川	堤体漏水	B	右	下野市下吉田～福良	53.00 上100 50.50 下250	2,850	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	月の輪
25	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	福良～中島	50.50 下250 49.00 下15	1,265	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	釜段
26	鬼怒川	水衝・洗掘 基礎地盤漏水	A B	右	中島	49.00 下15 49.00 下90	75	堤防前面の河床が深掘れ (H27.9洪水) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	木流し 釜段
27	鬼怒川	基礎地盤漏水	B	右	中島	49.00 下90 49.50 上0	410	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	釜段
28	鬼怒川	王作物	A	右	福良	48.00 下46	1	応急対策が必要な施設(岸福排水樋管)	--
29	鬼怒川	(重点)	-	右	中河原	46.75 下0	1	洪水予報区域内における氾濫ブロックにおいて堤防満杯流量の最も低い箇所(石井R01)	積み土嚢・水嚢
30	鬼怒川	堤体漏水	B	右	中島～中河原	48.50 上0 46.50 上75	1,925	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	月の輪

(2) 県の管理区間

No.	河川	重要度		左右岸別	場所		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		大字	字		
1	思川	漏水	B	右	間中	新荒川排水機場上	200	月の輪
2	永野川	堤体強度	B	左・右	押切	堀の内橋	200	積み土嚢
3	杣井木川	堤防高	A	左・右	押切	永野川合流点	1,010	積み土嚢
4	豊穂川	堤防高	A	左・右	大行寺	下川原他	940	積み土嚢
5	巴波川	堤体強度	B	左・右		下泉下河原田	500	積み土嚢

重要水防箇所評定基準（国）

種別	重要度		要注意 区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれのあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

<p>水衝・洗掘</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
--------------	--	--	--

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準（県）

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤防高 (流下能力)	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が低下していて、その原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤防断面	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 天端幅の狭い箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下していて、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 天端幅の狭い箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤体強度	<ol style="list-style-type: none"> 新堤防で築造後1年以内の箇所。 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所ですり直し後1年未満の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 新堤防で築造後3年以内の箇所。 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所ですり直し後3年未満の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所。
漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの、又、その恐れが十分ある箇所。	従来漏水の不安があり、これに対して措置が講じられた実績がある箇所。
水衝	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時の水衝部において低水護岸高水護岸が度々破損される箇所。 破損又は、破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時の水衝部となり低水護岸、高水護岸があるが完全とは考えられない箇所。 護岸が古くなって効用が著しく減じられている箇所。
洗掘	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されている箇所。 水制等が破損して危険が予想される箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 河床の低下等が著しく護岸堤脚等の洗掘される恐れのある箇所。

種別	重要度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
工事施工	<p>1 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるをえない工事で樋門、樋管等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所。</p> <p>2 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所。</p> <p>3 工事施工に伴い、一時的であるが危険が予想される箇所。</p>	<p>1 樋管、橋台等施工箇所が未施工の箇所。</p>
工作物	<p>1 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下漏水等により不慮の事故が予想される箇所。</p> <p>2 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される箇所。</p>	<p>1 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い箇所。</p>

別表2 水門及び取水堰一覧表

(1) 主要水門・樋門一覧表

河川名	名称	位置		導水設備					管理者
		市町村	大字	左右	寸法				
					高さ	幅	数	機能	
思川	乙女排水樋門	小山	乙女	左	3.1	3.8	1	電動式ローラーゲート	間々田乙女土地改良区
	間々田第二都市下水路排水樋門	小山	乙女	左	2.0	2.0	2	手動鋼製ローラーゲート	小山市 (上下水道施設課)
	間々田第一雨水幹線排水樋門	小山	間々田	左	3.4	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市 (上下水道施設課)
	旧荒川排水樋門	小山	網戸	右	2.8	2.0	2	手動鋼製スルースゲート	小山市 (農村整備課)
	荒川放水路	小山	網戸	右	2.6	2.6	2	電動鋼製スルースゲート	小山市 (農村整備課)
	栗の宮1号排水樋管	小山	栗宮	左	1.5	1.5	1	手動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	栗宮不動下排水樋管(間中橋下流左岸)	小山	栗宮	左	1.6	3.0	1	電動鋼製ローラーゲート	小山市 (治水対策課)
	塩沢排水樋門	小山	塩沢	右	2.2	2.2	2	電動式スライドゲート	小山市 (農村整備課)
	横倉第一雨水幹線排水樋門	小山	塩沢	左	4.0	4.0	1	電動鋼製ローラーゲート	小山市 (上下水道施設課)
	豊穂川排水樋門	小山	大行寺	右	3.1	5.1	2	自動鋼製ローラーゲート	小山市 (治水対策課)
排水樋門(観晃橋上)	小山	大行寺	右	1.2	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市(道路課)	

	排水樋門（観晃橋下）	小山	中央町	左	1.2	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（道路課）
	東生井排水樋管	小山	下生井	右	2.5	2.2	1	電動鋼製スルースゲート	利根川上流河川事務所 渡良瀬遊水池出張所
	喜沢第二雨水幹線樋管	小山	渋井	左	2.0	2.0	1	手動鋼製ローラーゲート	小山市 （上下水道施設課）
	排水樋門（鶉島）	小山	渋井	左	1.2	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	小山市（道路課）
	小山栃木排水樋門（島田）	小山	島田	右	2.0	2.0	2	電動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	立木排水樋門	小山	稲葉郷	右	2.1	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
姿川	排水樋門（半田橋上流右岸）	小山	飯塚	右	1.73	1.65	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（羽川西浄水場下流）	小山	黒本	右	1.0	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	小山市 （上下水道施設課）
	排水樋門（川岸）	小山	南半田	左	1.7	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（笹原）	小山	南半田	右	1.1	1.2	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（笹原）	小山	南半田	左	1.25	1.6	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋管（姿川橋上流右岸）	小山	飯塚	右	1.25	1.15	1	鋼製フラップゲート	栃木土木事務所
巴波川	排水樋門（雷電橋上流左岸）	小山	中里	左	2.0	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（泉橋上流右岸）	小山	下泉	右	1.55	2.75	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（国道50号下流左岸）	小山	下河原田	左	0.85	0.94	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（蛭橋下流左岸）	小山	下河原田	左	2.0	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（蛭橋下流右岸）	小山	上泉	右	1.35	1.7	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（新蛭橋上流右岸）	小山	上泉	右	1.45	1.78	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	下河原田	左	1.6	1.6	1	手動ベベル式	栃木土木事務所
	排水樋門（生駒橋下流右岸）	小山	大川島	右	1.35	1.72	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	大川島	右	0.9	0.9	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門（中村橋下流左岸）	小山	下初田	左	1.7	1.6	3	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所

	排水樋門	小山	下河原田	左	1.35	1.7	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
与良川	与良川白鳥排水樋管（排水機場北西）	小山	白鳥	右	3.3	5.2	2	電動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（排水機場北西）	小山	白鳥	右	4.0	6.1	1	電動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（白鳥右岸旧堤防）	小山	白鳥	右	1.2	1.95	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（新生橋上流左岸）	小山	生良	左	1.3	2.15	1	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	白地排水樋門（小野藤大橋上流右岸）	小山	迫間田	右	1.7	1.35	2	手動鋼製スルースゲート	思川西部土地改良区
	排水樋門（新生橋下流右岸）	栃木	新波	右	2.1	1.7	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	白鳥	本流	3.1	2.9	2	電動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	白鳥	右	1.2	1.8	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上生井	左	1.6	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	上生井	左	0.5	3.7	1	不明	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.3	1.2	2	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	迫間田	右	1.2	2.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.5	1.0	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	生良	左	1.0	1.7	1	ベベル式	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	左	1.5	1.7	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	1.6	2.1	1	ベベル連動式	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	1.25	1.5	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
	排水樋門	小山	網戸	右	0.9	1.8	2	ベベル式	栃木土木事務所
杣井木川	杣井木川排水機場	小山	押切	本流	2.9	4.1	2	電動鋼製ローラーゲート	栃木土木事務所
	排水樋管	小山	押切	左	0.8	0.9	1	手動鋼製スルースゲート	栃木土木事務所
鬼怒川	排水樋管（田川）	小山	田川	右	1.0	1.0	1	電動鋼製スライドゲート	下館河川事務所 伊讚出張所
	排水樋管（岸福）	小山	岸福	右	1.5	1.8	1	電動SUS製スライドゲート	下館河川事務所 伊讚出張所

(2) 主要取水堰一覧表

河川名	名称	位置		形状寸法			取水設備					管理者
							左右岸別	寸法			機能	
		市町	大字	型式	高さ	幅		高さ	幅	門		
思川	美田東部堰頭首工	栃木	大光寺	圧式自動転倒ゲート	1.2	219.0	右	1.5	3.0	3	鋼製電動スルースゲート	美田東部土地改良区
黒川	飯塚堰	壬生	壬生乙	油圧式自動転倒ゲート	1.0	60.0	左	0.9	1.07	1	鋼製手動ローラーゲート	飯塚土地改良区
姿川	小山箕輪堰	下野	下大領	自動転倒ゲート	1.8	52.8	左	2.0	1.8	2	鋼製手動スルースゲート	小山用水土地改良区
巴波川	品川用水二重堰	小山	下河原田	コンクリート溢流堰	1.1	36.0	左	1.8	1.6	2	揚水ポンプ 250mm 1台	思川西部土地改良区
巴波川	亀ノ子堰	小山	大川島	コンクリート溢流堰	1.1	36.4	左	1.75	1.75	2	手動巻上式	思川西部土地改良区
巴波川	川島堰	栃木	大平町 北武井	ゴム引布製起伏 (空気式)	0.9	22.4	左	2.6	1.7	2	手動巻上式	思川西部土地改良区
与良川	網戸用水兔堰	小山	網戸	鉄扉 手動巻上式	2.77	8.6	右	1.6	1.56	2	手動巻上式	思川西部土地改良区

別表3 水防倉庫及び資機材備蓄一覧表

(令和3年1月1日現在)

管轄 水防倉庫等	消 防 署			大 谷					間 々 田				豊 田			桑		絹		合 計
	消 防 署	中 央 町	分 署	分 署	中 里	生 良	檜 木	下 生 井	分 署	大 行 寺	石 の 上	島 田	分 署	飯 塚	分 遣 所	延 島				
土のう袋	4,400	2,000	1,100	1,000	500	600	600	600	1,000	5,600	500		1,000	500	330	500	20,230			
土のう袋 (容量1t)	80				250	10	260	260			20	270		250	150		1,550			
ビニールシート	95	67	100	89	80	85	85	85	82	62	84		96	85	100	85	1,280			
むしろ張り用シート	40			5					4	21			6				76			
松杭	12		11	14	170		39	50		90	74			57		74	591			
鉄杭	390	500	320	100	100	100	100	250	110	700			233		100	200	3,203			
鉄線	270	100	80	50	52	50	50	50	50	50	50		65	50	50	50	1,067			
縄	90	16	52	52	16	14	14	17	50	14	14		52	14	52	16	483			
シャベル	32	20	20	20	11	7	7	7	20	7	7	5	20	12	20	12	227			
エンピ	4	10	10	9	1	5	5	5	10	5	5	5	10		5		89			
角スコップ	8	5	6	8					8				5		5		45			
なた	25	10	8	10	3	3	3	3	10	3	3		10	3	6	3	103			
斧	5		3	4					3				4		2		21			
鎌	90	5	20	31	22	5	5	5	20	5	5		32	5	12	5	267			
竹とげ鎌	5																5			
つるはし	6	5	5	5	4	4	4	4	5	4	4		6	4	5	4	69			
大ハンマー	5	2	2	1					2	1			2		1		16			
かけや	15	8	7	7	4	4	4	4	7	5	4		7	5	7	4	92			
のこぎり	30	5	12	11	5	5	5	5	21	5	5		21	5	10	5	150			
ペンチ	15	4	6	5	4	4	4	4	6	4	4		5	4	6	4	79			
鉄線切	5	2	2	5					5				5		1		25			
パール	4		3	2					5				3		1		18			
一輪車	10		3	3					3				3		2		24			
吸水土のう	530		200	200					200				200		200		1,530			
とい	2									1							3			
チェーンソー	2																2			
フルコンモッコ									4								4			
連結すいのう	8																8			
スローバック							3			3						3	9			
フローティングロープ							1			1						1	3			

(令和3年11月1日現在)

資機材名 配置場所		救命ボート						救命胴衣 (固定式)				
		空気膨張式			ウレタン製			流水救助用救命胴衣	小型船舶用救命胴衣	作業用救命胴衣	合計	
		(ゴムボート (船外機用))	ラフトボート	ローボート	水害救助支援ボート	和船	合計					
署管内	消防署(神鳥谷)	1	2	1	1			5	21	19	95	135
	1-2分団車庫(城北)			1				1			4	4
	2-1分団車庫(中央町)			1				1			4	4
	2-2分団車庫(中央町)			1				1			4	4
大谷管内	大谷分署(犬塚)									4	17	21
	6分団車庫(横倉新田)			1				1			4	4
間々田管内	間々田分署(乙女)									9	12	21
	中里水防倉庫			1				1			4	4
	櫛木水防倉庫	1						1			5	5
	下生井水防倉庫						1	1			4	4
	10-2分団車庫(乙女)			1				1			4	4
	10-3分団車庫(乙女)			1				1			4	4
	15-2分団車庫(寒川)			1				1			4	4
	16-1分団車庫(網戸)			1				1			4	4
	16-2分団車庫(下生井)			1				1			4	4
押切集会所						1	1			4	4	
豊田管内	豊田分署(立木)	1						1		4	20	24
	大行寺水防倉庫	1						1			5	5
	11-2分団車庫(小宅)			1				1			4	4
	11-3分団車庫(島田)			1				1			4	4
	12-2分団車庫(立木)			1				1			4	4
	13-1分団車庫(大行寺)			1				1			4	4
	13-2分団車庫(萩島)			1				1			4	4
	13-3分団車庫(間中)			1				1			4	4
	14-1分団車庫(南小林)			1				1			4	4
	14-2分団車庫(下泉)			1				1			4	4
	14-3分団車庫(下初田)			1				1			4	4
白鷗大学駐車場(大行寺)						1	1			4	4	
桑管内	桑分署(羽川)									6	13	19
	17-3分団車庫(飯塚)			1				1			4	4
絹管内	絹分遣所(福良)			1				1			13	13
	18-1分団車庫(延島)			1				1			4	4
	18-3分団車庫(福良)			1				1			4	4
	延島水防倉庫						1	1			4	4
合計		4	2	24	1	4	35	21	42	284	347	

土のう備蓄状況一覧

(令和3年11月1日現在)

地区	場 所	管 理	数 量
小山	消防署 訓練塔南側	消防署	1,000
	2分団2部車庫	消防署	250
	さつき公園（駅東通り1丁目）	道路課	200
	駅東公園（駅東通り2丁目）	道路課	200
	道路課島田置場（渋井地内）	道路課	550
	城南公園	道路課	150
	原之内公園	道路課	150
大谷	大谷分署	消防署	400
	6分団車庫	消防署	100
	青葉公園（犬塚3丁目）	道路課	150
	大橋公園（城東3丁目）	道路課	150
	防火水槽No.70（横倉新田）	都市計画課	200
	保坂建築事務所	都市計画課	100
	街道南公園（横倉新田）	都市計画課	150
	街道北1号公園（横倉新田）	自治会	100
	街道南2号公園（横倉新田）	自治会	100
	守武4号公園（横倉新田）	自治会	100
	下谷公園（横倉新田）	自治会	100
	愛宕神社（城東）	自治会	100
間々田	間々田分署	消防署	200
	中里 水防倉庫	消防署	150
	生良 水防倉庫	消防署	150
	下生井 水防倉庫	消防署	250
	檜木 水防倉庫	消防署	150
	押切集会所	自治会	100
	平和公民館	自治会	100
	網戸中坪集会所	自治会	100

地区	場 所	管 理	数 量
豊田	豊田分署	消防署	500
	大行寺 水防倉庫	消防署	100
	島田倉庫 (旧分団車庫)	消防署	300
	間中1353-1 自治会ポンプ小屋	消防署	50
	中公民館	消防署	300
	1 3分団3部車庫敷地内	消防署	300
	石ノ上橋西側	消防署	300
	生駒自治会	自治会	100
	南小林自治会	自治会	100
	上泉自治会	自治会	200
	下泉自治会	自治会	100
	下国府塚自治会	自治会	100
	白鷗大学南側駐車場	自治会	100
	大川島集落センター	自治会	100
桑	桑分署	消防署	370
	飯塚 水防倉庫	消防署	150
絹	延島 水防倉庫	消防署	400
	絹分遣所	消防署	500
	1 8 - 3分団車庫敷地内	自治会	100
	中河原公民館	自治会	200
合 計			9,820

別表 4 市有携帯電話及びMCA無線機の配置状況

1 市有携帯電話配置状況

	主な使用者	備考	保管箇所
1	市長	災害優先	秘書課
2	秘書課長	災害優先	秘書課
3	副市長	災害優先	秘書課
4	教育長	災害優先	教育総務課
5	議事課		議事課
6	福祉課	災害優先	福祉課
7	道路課		道路課
8	秘書課		秘書課
9	行政総務課長	災害優先	行政総務課
10	治水対策課		治水対策課
11	危機管理監	災害優先	危機管理課
12	危機管理課長	災害優先	危機管理課

2 MCA無線機配置状況

No.	配置場所	No.	配置場所	No.	配置場所
1	危機管理課	34	やはた保育所	67	網戸小学校
2	通信指令課	35	桑保育所	68	寒川小学校
3	防災車	36	絹保育所	69	豊田南小学校
4	危機管理課	37	東城南小学校	70	豊田北小学校
5	危機管理課	38	もみじ保育所	71	穂積小学校
6	危機管理課	39	中久喜保育所	72	中小学校
7	こども課	40	網戸保育所	73	羽川小学校
8	大谷出張所	41	危機管理課	74	羽川西小学校
9	間々田出張所	42	出井保育所	75	萱橋小学校
10	生井出張所	43	間々田北保育所	76	絹義務教育学校
11	寒川出張所	44	市立体育館	77	絹分遣所
12	中出張所	45	城北保育所	78	絹分遣所
13	穂積出張所	46	農政課	79	小山中学校
14	豊田出張所	47	都市計画課	80	小山第二中学校
15	桑出張所	48	公園緑地課	81	小山第三中学校
16	絹出張所	49	学校教育課	82	小山城南中学校
17	小山東出張所	50	生涯スポーツ課	83	大谷中学校
18	小山城南出張所	51	教育総務課	84	間々田中学校
19	治水対策課	52	小山第一小学校	85	乙女中学校
20	道路課	53	小山第二小学校	86	豊田中学校
21	道路課	54	小山第三小学校	87	美田中学校
22	道路課	55	小山城南小学校	88	桑中学校
23	農村整備課	56	旭小学校	89	絹義務教育学校
24	農村整備課	57	小山城北小学校	90	白鷗大学大行寺キャンパス
25	上下水道施設課	58	若木小学校	91	小山西高等学校
26	上下水道施設課	59	小山城東小学校	92	小山城南高等学校
27	上下水道施設課	60	大谷東小学校	93	小山南高等学校
28	上下水道総務課	61	大谷南小学校	94	小山北桜高等学校
29	総合政策課	62	大谷北小学校	95	白鷗大学本キャンパス
30	管財課	63	間々田小学校	96	危機管理課
31	市民生活安心課	64	乙女小学校	97	危機管理課
32	福祉課	65	間々田東小学校	98	危機管理課
33	地域医療推進室	66	下生井小学校	99	危機管理課

(国土交通省が発表する水防警報様式)

水防警報 (出動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第〇号

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇河川事務所発表

【現況】

〇〇川の〇〇水位観測所 (〇〇市)の水位は、
〇〇日〇〇時〇〇分現在-〇〇mです。

【発表】

水防機関は出動してください。

〇〇河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
			○	

(参考)

〇〇川 〇〇水位観測所 (〇〇市)

(受け持ち区間は 〇〇川左岸：栃木県〇〇町大字〇〇〇〇番〇〇地先から栃木県〇〇町大字〇〇まで、右岸：栃木県〇〇市〇〇町字〇〇から栃木県〇〇市〇〇まで)

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇 電話：〇〇-〇〇-〇〇(内線) 〇〇

(参考)

〇〇【栃木県〇〇町】

計画高水位 : m
氾濫危険水位 : 〇〇m
避難判断水位 : 〇〇m
氾濫注意水位 : 〇〇m
水防回待機水位 : 〇〇m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

(国土交通省が発表する水防警報様式)

水 防 警 報

種類	待機・準備・出動・指示・情報・解除										
発表河川		基準水位観測所	第 ____ 号								
日時	年 月 日 時 分	国土交通省 関東地方整備局 ○○河川事務所発表									
番号	発 表 内 容										
1	_____ (①流域) _____ (②地点) の雨量は、 ____ 日 ____ 時まで _____ mmです。										
2	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 現在 _____ mです。										
3	現況文	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">①水防団待機水位(指定水位)</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②はん濫注意水位(警戒水位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③はん濫危険水位(危険水位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④最高水位 _____ m</td> </tr> </table> ました。		①水防団待機水位(指定水位)	}	(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)	②はん濫注意水位(警戒水位)	③はん濫危険水位(危険水位)	④最高水位 _____ m		
①水防団待機水位(指定水位)	}	(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)									
②はん濫注意水位(警戒水位)											
③はん濫危険水位(危険水位)											
④最高水位 _____ m											
4	現況文	_____ の水位は、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">①1時間に _____ cm程度上昇して</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">います。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②平衡状態が続いて</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③1時間に _____ cm程度下がって</td> </tr> </table>		①1時間に _____ cm程度上昇して	}	います。	②平衡状態が続いて	③1時間に _____ cm程度下がって			
①1時間に _____ cm程度上昇して	}	います。									
②平衡状態が続いて											
③1時間に _____ cm程度下がって											
5	現況文	上流 _____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">①水防団待機水位(指定水位)</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">②はん濫注意水位(警戒水位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③はん濫危険水位(危険水位)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④最高水位 _____ m</td> </tr> </table> ました。		①水防団待機水位(指定水位)	}	(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)	②はん濫注意水位(警戒水位)	③はん濫危険水位(危険水位)	④最高水位 _____ m		
①水防団待機水位(指定水位)	}	(⑤に達し ⑥を越え ⑦を下回り)									
②はん濫注意水位(警戒水位)											
③はん濫危険水位(危険水位)											
④最高水位 _____ m											
6	予想	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に _____ m程度と見込まれます。									
7	被災状況	_____ 地先の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">① 堤防</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">(⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬ _____)</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">が発生</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">(⑭する恐れがあります。 ⑮しました。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 堤内地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 無堤地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">④ _____</td> </tr> </table>		① 堤防	}	(⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬ _____)	が発生	(⑭する恐れがあります。 ⑮しました。)	② 堤内地	③ 無堤地	④ _____
① 堤防	}	(⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 ⑬ _____)	が発生	(⑭する恐れがあります。 ⑮しました。)							
② 堤内地											
③ 無堤地											
④ _____											
8	発表文	水防機関は、 [① 嚴重に警戒] _____ してください。 [② 引き続き注意]									
9	発表文	水防機関は、 [① 待機] _____ してください。 [② 準備] [③ 出動]									
10	発表文	水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。									
11	発表文	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機してさしつかえありません。									
12	発表文	水防警報を解除します。									
13	特記										

(栃木県が発表する水防警報様式)

水 防 警 報

種類	待機・準備・出動・指示・情報・解除												
発表河川		基準水位観測所	第 ____ 号										
日時	年 月 日 時 分	栃木県県土整備部河川課 _____ 土木事務所発表											
番号	発 表 内 容												
1	_____ (①流域) の雨量は、 ____ 日 ____ 時までに _____ mmです。 _____ (②地点)												
2	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 現在 _____ mです。												
3	現況文	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">①水防団待機水位(通報水位)</td> <td style="border: none;">_____ m</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">②はん濫注意水位(警戒水位)</td> <td style="border: none;">_____ m</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③はん濫危険水位(危険水位)</td> <td style="border: none;">_____ m</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">④最高水位</td> <td style="border: none;">_____ m</td> </tr> </table> (⑤に達しました。 ⑥を越えました。 ⑦を下回りました。)		①水防団待機水位(通報水位)	_____ m	②はん濫注意水位(警戒水位)	_____ m	③はん濫危険水位(危険水位)	_____ m	④最高水位	_____ m		
①水防団待機水位(通報水位)	_____ m												
②はん濫注意水位(警戒水位)	_____ m												
③はん濫危険水位(危険水位)	_____ m												
④最高水位	_____ m												
4	_____ の水位は、 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">①1時間に _____ cm程度上昇して</td> <td rowspan="3" style="border: none;">) います。</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">②平衡状態が続いて</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③1時間に _____ cm程度下がって</td> </tr> </table>			①1時間に _____ cm程度上昇して) います。	②平衡状態が続いて	③1時間に _____ cm程度下がって						
①1時間に _____ cm程度上昇して) います。												
②平衡状態が続いて													
③1時間に _____ cm程度下がって													
5	予想	_____ の水位は、 ____ 日 ____ 時 ____ 分に _____ m程度と見込まれます。											
6	被災状況	_____ 地先の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">① 堤防</td> <td rowspan="4" style="border: none;">) に</td> <td style="border: none;">⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘</td> <td rowspan="4" style="border: none;">) が発生</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">② 堤内地</td> <td style="border: none;">⑧法崩れ ⑨護岸破損</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③ 無堤地</td> <td style="border: none;">⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">④ _____</td> <td style="border: none;">⑬ _____</td> </tr> </table> (⑭する恐れがあります。 ⑮しました。)		① 堤防) に	⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘) が発生	② 堤内地	⑧法崩れ ⑨護岸破損	③ 無堤地	⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水	④ _____	⑬ _____
① 堤防) に	⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘) が発生										
② 堤内地		⑧法崩れ ⑨護岸破損											
③ 無堤地		⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水											
④ _____		⑬ _____											
7	水防機関は、 (①嚴重に警戒) してください。 (②引き続き注意)												
8	発表文	水防機関は、 (①待機) してください。 (②準備) (③出動)											
9	水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。												
10	水防機関は、巡視員を現地に残し、待機してさしつかえありません。												
11	水防警報を解除します。												
12	特記												

小山市水防計画

令和4年3月

発行 小山市防災会議
